

告示第 57 号

太子町地方就職支援金交付要綱（令和 7 年告示第 59 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 5 条第 2 号を次のように改める。

(2) 就業証明書

第 8 条中「又は一部」を削る。

第 9 条を次のように改める。

(返還請求)

第 9 条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 在学中に申請する場合は、支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に申請する場合は、支援金の申請日から 1 年以内に太子町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に太子町に住民票がある場合を除く。）

(4) 支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に兵庫県内の支援金の要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）

(5) 太子町への転入日から 1 年以内で転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

2 前項第 5 号に該当する場合において、太子町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、前項の規定にかかわらず、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合は、全額の返還を請求することとする。

別表中

「

移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 太子町に転入したこと。ただし、在学中に申
-----------	--

	<p>請する場合は、兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 令和 6 年 4 月 1 日以後に太子町に転入したこと。ただし、在学中に申請する場合は、令和 6 年 4 月 1 日以後に太子町に転入する意思を有していること。</p> <p>(3) 支援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ、就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、就業開始予定日前 1 年以内であること。</p> <p>(4) 太子町に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に次項に掲げる就業先に関する要件を満たす企業等に就職し、太子町に転入する意思を有していること。</p>
<p>就業先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、大学等を卒業・修了してから 1 年以内に就職していること。ただし、在学中に申請する場合は、就業開始予定日前 1 年以内であること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。</p> <p>(3) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p>
<p>就業条件等に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に申請する場合は、</p>

	<p>週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 太子町からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員（実質的に勤務地が限定される場合も含む。）としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。</p>
--	--

」を

「

<p>移住先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 太子町に転入したこと。ただし、在学中に申請する場合は、兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 令和 6 年 4 月 1 日以後に太子町に転入したこと。ただし、在学中に申請する場合は、令和 6 年 4 月 1 日以後に太子町に転入する意思を有していること。</p> <p>(3) 支援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ、就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、就業開始予定日前 1 年以内であること。なお当該年度において、国の交付決定前であったことにより、卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内に申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定日から、当該年度の 4 月 1 日から卒業・修了日から 1 年以内となる日又は就業開始日 1 年となる日の早い方までの日を申請受け付け可能とする。</p> <p>(4) 太子町に、支援金の申請日から 1 年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に次項に掲げる就業先に関する要件を満たす法人等に就業し、太子町への転入日（住民票を移さずに転出していた者については就業開始日）から 1 年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
<p>就業先に関する</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p>

要件	<p>(1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、上記に掲げる移住元に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから 1 年以内に就職していること。ただし、在学中に申請する場合は、就業開始予定日前 1 年以内であること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。</p> <p>(3) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p>
就業条件等に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に申請する場合は、原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 太子町を中心とした勤務を基本とする採用であること。</p> <p>(3) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。</p> <p>(4) 在学中に申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。</p>

」に

改める。